

4. 事後調査の結果

本事後調査は、晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の実施に伴う工事の施行中の環境保全のための措置（大気汚染、騒音・振動、電波障害）について、平成 30 年 1 月から令和元年 12 月末の期間に実施した調査結果である。調査結果の概略を以下に示す。なお、平成 30 年 1 月から令和元年 12 月末の期間に汚染土壌及び史跡・文化財は確認されなかった。

また、事後調査計画書では計画していないが、変更届（平成 30 年 10 月提出）において、工事用車両の走行ルートの一部を変更し、東京都市計画道路幹線街路環状第二号線（築地～晴海間）を走行する計画としたことから、工事用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の影響把握のための現地調査を実施し、その結果を資料編に整理した。

4.1 環境保全のための措置

4.1.1 大気汚染

建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う大気質への影響を低減するため、排出ガス対策型建設機械の採用や仮囲い、タイヤ洗浄設備の設置、工事工程の平準化に努めたほか、朝礼、定例会議や掲示などを通して作業員・運転手へアイドリングストップや建設機械に能力以上の負担をかけないように周知・指導・徹底を図るなどの環境保全措置を実施した。さらに、大気質に関する住民からの問い合わせに対し、相談受付窓口を設置するなどの環境保全措置を実施した。

4.1.2 騒音・振動

建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動への影響を低減するため、低騒音型建設機械の採用や仮囲い・防音シートの設置、工事工程の平準化に努めたほか、朝礼、定例会議や掲示などを通して作業員・運転手へアイドリングストップの実施や不必要な空ぶかし、急発進等の禁止について周知・指導・徹底を図るなどの環境保全措置を実施した。さらに、騒音・振動に関する住民からの問い合わせに対し、相談受付窓口を設置するなどの環境保全措置を実施した。

4.1.3 電波障害

クレーン非使用時に電波到来方向に対する見付けの幅を小さくするよう、クレーンのブームを電波到来方向に平行に向ける等、障害予測範囲の地域への影響の低減に努めたほか、テレビ電波障害に関する住民からの問い合わせに対し、相談受付窓口を設置するなどの環境保全措置を実施した。